

## 武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

武蔵野市教育委員会事務専決規程（昭和32年10月武蔵野市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第5条 課長は、次の事項を専決するものとする。 課長共通専決事項（略） 教育企画課長専決事項 (1)から(5)まで（略）  <u>(6)から(9)まで</u> 教育企画課学校施設担当課長専決事項から図書館長専決事項まで（略）	第5条 課長は、次の事項を専決するものとする。 課長共通専決事項（略） 教育企画課長専決事項 (1)から(5)まで（略） <u>(6) 公告式に関すること。</u> <u>(7)から(10)まで</u> 教育企画課学校施設担当課長専決事項から図書館長専決事項まで（略）	条の表の項の追加及び条の表の項の繰下げ

## 付 則

この訓令は、令和8年4月1日から適用する。